

御代田町 公園施設長寿命化計画

令和4年1月

長野県北佐久郡御代田町

建設水道課

1. 都市公園整備状況

(令和3年12月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人あたり都市公園面積
3ヶ所	12.95 ha	8.07 m ²

人口 16,054 人

2. 計画期間

令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度) 10箇年

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩衝	都緑	その他	合計
	1	2										3

②選定理由

計画対象公園は、本町の都市公園「都市公園法第2条に基づく都市公園(公園又は緑地)」のうち、規模が大きく多くの町民に利用されている主要な公園を選定した。

計画対象公園には、遊具をはじめ、便益施設、休養施設など様々な公園施設や、体育館、野球場などの大規模施設が設置されており、今後、更新の必要性が増大することが考えられたため、選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
47	11	116	50	103	5	20

管理施設	災害応急施設	その他	合計
147	0	0	499

(1基、1棟、一式をカウント)

②これまでの維持管理状況（経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化可能性）

対象公園のほとんどは、本町建設水道課で管理している。また、各公園は、シルバー人材センターにより巡視、清掃等が行われている。

次の施設は、教育委員会で管理している。

- ・雪窓公園（野球場、広場本部席）
- ・やまゆり公園（体育館）

以上の管理に加え、遊戯施設は、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。この点検により危険個所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行っている。

③選定理由

平成22年度に策定した「御代田町公園施設長寿命化計画」で調査した公園施設を対象として選定した。また、今年度の予備調査で新たに確認できた施設（平成22年度以降に整備された施設）も対象としている。

植栽については、公園内のすべての植栽を対象とし、特に公園の美観や安全性に関わる主要な植栽については詳細な調査を行い、維持管理費等を計画に反映する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的な状況））

健全度調査は、令和3年12月に実施した。

本調査では、現地で公園施設ごとに専門技術者が目視により健全度を確認した。また、遊戯施設については、専門技術者による定期点検を令和3年7月に実施した。

調査の結果、公園で清掃等日常の維持管理は適切に実施されているが、個々の公園施設で見れば、老朽化が進行しているものも見られた。これらの施設は、適切な補修計画に基づく補修を実施することにより、これからも安全に利用可能である。

公園施設種類	健全度判定					総計
	A	B	C	D	-	
運動施設	1	8	7	1	0	17
園路広場	0	1	0	0	0	1
管理施設	0	0	0	0	3	3
休養施設	1	7	9	0	0	17
教養施設	0	2	0	0	0	2
便益施設	0	5	0	0	0	5
遊戯施設	0	11	19	1	19	50
総計	2	34	35	2	22	95

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、前項で示した健全度調査結果（健全度判定）および「考慮すべき事項」から設定した緊急度判定にもとづくこととした。

考慮すべき事項については、以下の2点を設定した。

- 利用者に危険を及ぼす可能性のある状態の施設
- 早期に対策するほど延命効果が高い施設

公園施設種類	緊急度判定			総計
	高	中	低	
運動施設	1	7	9	17
園路広場	0	0	1	1
管理施設	0	3	0	3
休養施設	0	9	8	17
教養施設	0	0	2	2
便益施設	0	0	5	5
遊戯施設	10	29	11	50
総計	11	48	36	95

7. 対策内容と実施時期

(1) 日常的な維持管理に関する基本方針

維持保全と日常点検は適宜実施されており、公園施設の機能の保全と安全性を確保するとともに、施設の劣化や損傷を把握している。今後も予防保全型管理施設を中心として、事後保全型管理施設についても同様の体制・頻度で点検を行っていく。

なお、予備調査結果や、健全度調査結果から、処分制限期間が超過したり、使用見込み期間が近い公園施設は、現在の施設の状態が健全であっても、日常の維持管理で施設の劣化に注視する必要がある。

また、公園施設に劣化、損傷が発見された場合は使用を中止して詳細な調査を実施し、補修もしくは、更新を判断する。

(2) 公園施設の長寿命化のための基本方針

日頃の維持修繕を計画的に実施することが長寿命化につながると考えられる。また、維持管理が容易な部材や、長寿命化が図れる部材への変更なども検討することが重要である。

長寿命化計画の基本方針として、次をとりまとめた。

①定期点検

・予防保全型管理施設については、次の頻度により定期点検を実施する。

○5年に1回以上を標準

- ・一般施設
- ・土木構造物
- ・建築物（100㎡以上の特殊建築物）

○1年に1回以上を標準

- ・遊具

②補修方法、頻度

- ・補修内容は、各施設の機能保全、安全性の確保のほか、美感的価値を保全することも考慮して検討する。
- ・健全度判定が「C」、「D」で補修が可能な施設は、健全度が「B」以上になるように補修等を行い、処分制限期間を超えても使用できるようにする。なお、このような場合には日常点検の頻度を増やすなど、劣化状況を注視することとする。
- ・公園施設の木部や鉄部の塗装は5年に1回行うことを基本とする。なお、遊具については安全性を考慮して、塗装などの長寿命化は行わず、点検結果により必要に応じて、補修、更新により対応する。
- ・更新や補修時に耐用年数の長い部材を用いた製品に入れ替えることで、トータルとして維持管理コストの削減が可能であると考えられることから、利用ニーズや利用者の満足度が著しく低下させないことに配慮し検討する。
- ・現在、設置されている公園施設を今後も使い続けるのではなく、安全面を確保し、ライフサイクルコストを縮減することが大切である。なお、公園は多様なニーズに応える施設であるため、これらを考慮しながら施設の長寿命化を検討する必要がある。

③更新時期の判断

- ・施設の更新時期は、処分制限期間および管理類型をもとに設定された計算上の更新年度を基本とし、施設の現状に合わせて検討する。
- ・計画期間内に更新年度をむかえる施設のうち、予備調査および健全度調査の結果、顕著な劣化がみられない健全な施設については、日常点検を行いながら、使用見込み期間を超えても、使用することを基本とする。なお、このような施設の計画更新年度は、「令和14年以降」（2032年度以降）とする。
- ・施設の更新に際しては、同等の機能を有する施設に更新することを基本とする。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容、時期等

- ※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

項目	金額（千円）
①概算費用合計（10年間）	379,898
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	351,113
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	28,785
④単年度あたりの概算費用	37,990

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果（ライフサイクルコストの縮減額等）

3公園で、単年度あたりのライフサイクルコストの縮減額は、約 93 千円と試算された。
（様式1の総括表を参照）

11. 計画の見直し予定

本計画は令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）の10年間の計画であり、計画の見直しは10年後の令和13年度に行うものとする。ただし、次回の健全度調査を5年後（令和7年度）に実施する予定であり、その結果、本計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

計画の見直し予定年度 令和13年度（2031年度）

以 上